

山口県過疎地域自立促進方針

(平成28年度～平成32年度)

平成28年2月

山 口 県

この方針は、過疎地域自立促進特別措置法第5条に基づくもので、
計画期間は平成28年度から平成32年度までの5箇年です。

目 次

1 基本的な事項

- (1) 過疎地域の現状と課題 1 頁
- (2) 過疎地域自立促進の基本的な方向 7 頁
- (3) 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連 9 頁

2 産業の振興

- (1) 産業振興の方針 10 頁
- (2) 農林水産業の振興 10 頁
- (3) 地域産業の振興 12 頁
- (4) 企業の誘致対策 12 頁
- (5) 創業の促進 12 頁
- (6) 地域コミュニティ組織等によるビジネスの創出 13 頁
- (7) 商業の振興 13 頁
- (8) 観光・レクリエーションの振興 13 頁

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- (1) 交通通信体系の整備の方針 15 頁
- (2) 国・県道及び市町道の整備 15 頁
- (3) 農道、林道及び漁港関連道の整備 16 頁
- (4) 港湾・漁港の整備 16 頁
- (5) 交通確保対策 16 頁
- (6) 情報化の推進 17 頁
- (7) 地域間交流の促進 17 頁

4 生活環境の整備

- (1) 生活環境の整備の方針 19 頁

(2) 生活環境の維持保全	19頁
(3) 簡易水道、下水処理施設等の整備	20頁
(4) 公営住宅等の整備	20頁
(5) 防災体制の整備	20頁
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	22頁
(2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	22頁
(3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	23頁
6 医療の確保	
(1) 医療の確保の方針	24頁
(2) 医療確保対策	24頁
(3) 無医地区・無歯科医地区対策	25頁
(4) 救急医療確保対策	25頁
(5) 特定診療科に係る医療確保対策	25頁
(6) 健康の保持・増進対策	25頁
7 教育の振興	
(1) 教育の振興の方針	26頁
(2) 地域の特性を生かした特色ある学校づくりの推進	26頁
(3) 公立小中学校の教育施設の整備	26頁
(4) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備	27頁
8 地域文化の振興等	
(1) 地域文化の振興等の方針	29頁
(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備	29頁
(3) 地域文化の保存・伝承と活力ある地域づくりへの活用	29頁
9 集落の整備	
(1) 集落整備の方針	31頁
(2) 定住環境の整備	31頁
(3) やまぐち元気生活圏づくりの推進	31頁
(4) 住民主体の地域づくりの推進	32頁

1 基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と課題

ア 現状

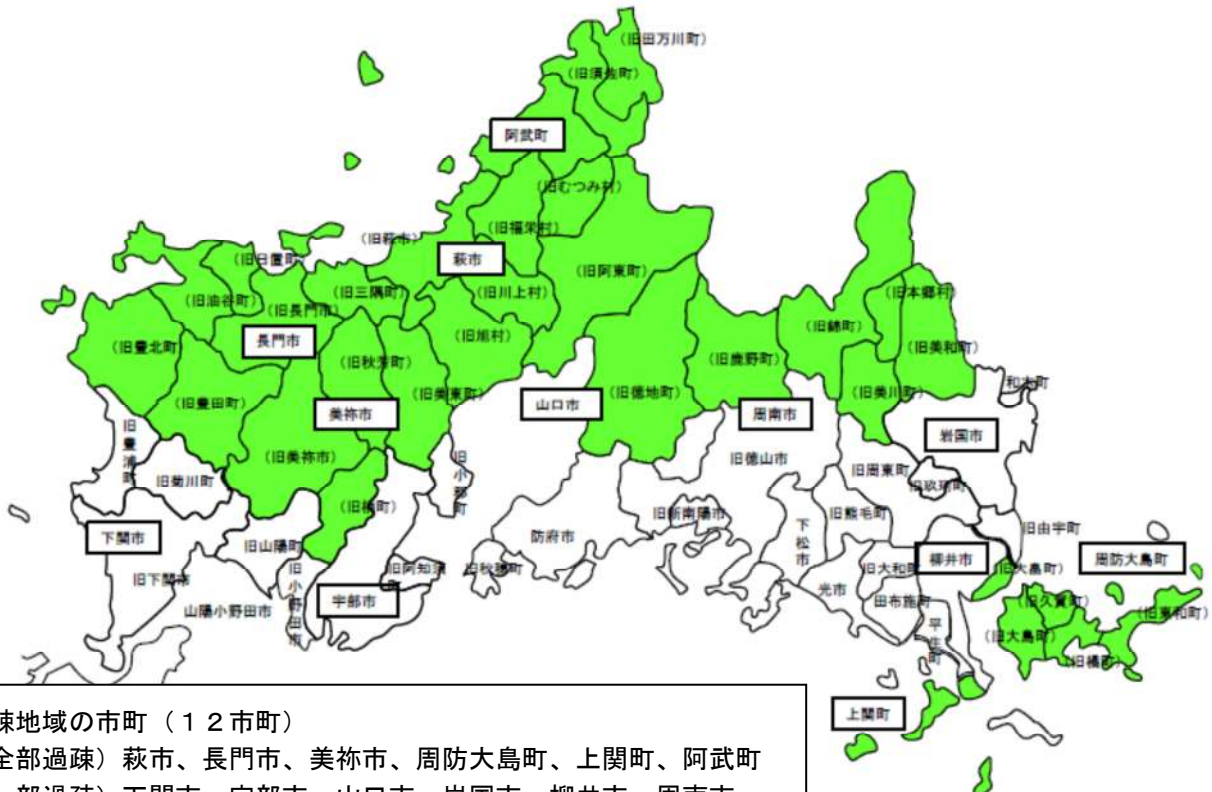
本県における過疎地域は、県下19市町のうち、12市町が指定されています。

過疎地域の人口は、県人口の13.8%を占めており、面積は、県土の56.6%を占めています。

○ 概況

区分	過疎	全県	過疎/全県	備考
市町数	12	19	63.2%	
人口	200,596人	1,451,338人	13.8%	H22 国勢調査(総務省)
面積	3,458.54k㎡	6,113.95k㎡	56.6%	H22 国土地理院調査
人口密度	58人/k㎡	237人/k㎡	—	

[過疎地域指定市町] 平成27年4月1日現在



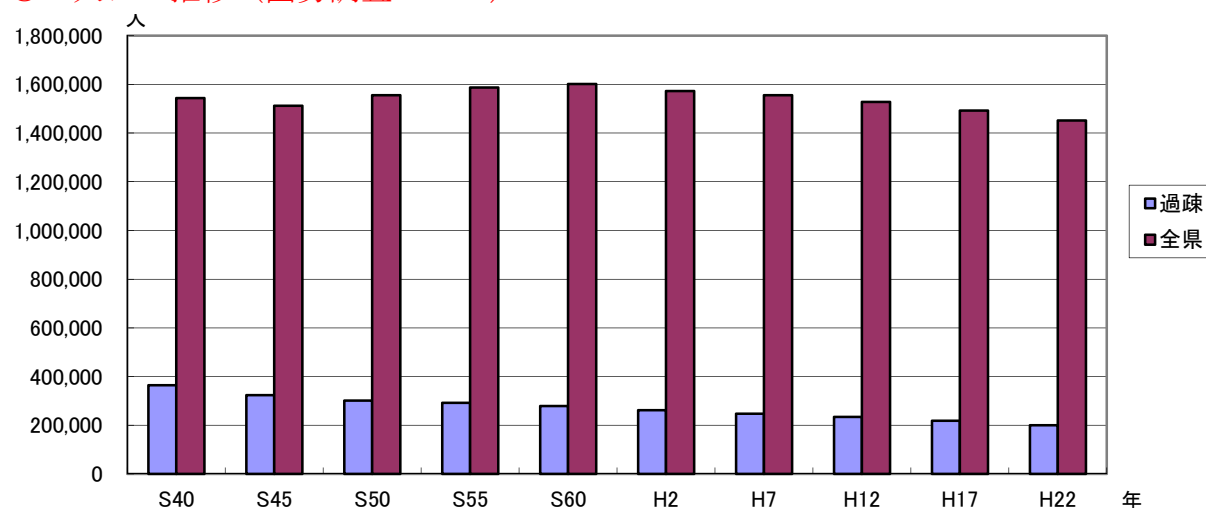
過疎地域の人口の減少は、昭和30年代の後半から急速に進行し、昭和50年代はやや鈍化したものの、昭和60年代以降は人口増減率が△5～7%の間で推移し、県全体と比較すると、人口減少は高い水準となっています。

なお、昭和40年から平成22年までの45年間で45.1%減少しており、全国の過疎地域の37.4%減少と比較して高い比率となっています。

○ 人口増減率（国勢調査ベースでの比較） （単位：％）

区 分	山 口 県		全 国	
	過 疎	全 県	過 疎	全 国
S40～45年の増減率	△11.3	△2.1	△10.0	+5.5
S45～50年 //	△7.0	+2.9	△5.8	+7.0
S50～55年 //	△3.2	+2.0	△2.5	+4.6
S55～60年 //	△4.2	+0.9	△2.7	+3.4
S60～H2年 //	△6.3	△1.8	△5.0	+2.1
H2～H7年 //	△5.5	△1.1	△4.0	+1.6
H7～H12年 //	△5.6	△1.8	△4.3	+1.1
H12～H17年 //	△6.7	△2.3	△5.5	+0.7
H17～H22年 //	△8.1	△2.8	△6.9	+0.2
S40～H22年 //	△45.1	△6.5	△37.4	+29.1

○ 人口の推移（国勢調査ベース）



（単位：人）

区分	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22
過疎	365,313	323,918	301,401	291,870	279,683	262,147	247,734	233,924	218,187	200,596
全県	1,543,573	1,511,448	1,555,218	1,587,079	1,601,627	1,572,616	1,555,543	1,527,964	1,492,606	1,451,338

過疎地域の人口に占める高齢者の比率も年々高くなり、平成17年には34.9%であったのが、平成22年には36.5%に達し、全国の過疎地域の32.8%と比較して高い比率となっています。

また、過疎地域の人口に占める若年者の比率は、平成22年で9.7%であり、全国の過疎地域の11.5%と比較して低い比率となっています。

○ 高齢者比率（全人口に占める65歳以上人口の比率）（単位：%）

区 分	山 口 県				全 国			
	過 疎		全 県		過 疎		全 国	
高 齢 者 比 率 (国勢調査ベース)	H17	H22	H17	H22	H17	H22	H17	H22
	34.9	36.5	25.0	27.9	30.2	32.8	20.2	23.0

○ 若年者比率（全人口に占める15歳～29歳人口の比率）（単位：%）

区 分	山 口 県				全 国			
	過 疎		全 県		過 疎		全 国	
若 年 者 比 率 (国勢調査ベース)	H17	H22	H17	H22	H17	H22	H17	H22
	11.4	9.7	15.1	13.5	13.1	11.5	17.4	15.6

国勢調査による過疎地域の産業別就業人口の推移をみると、昭和45年以降第1次産業就業者の割合は長期低下傾向にあり、過疎地域においても2次、3次産業にシフトしてきています。

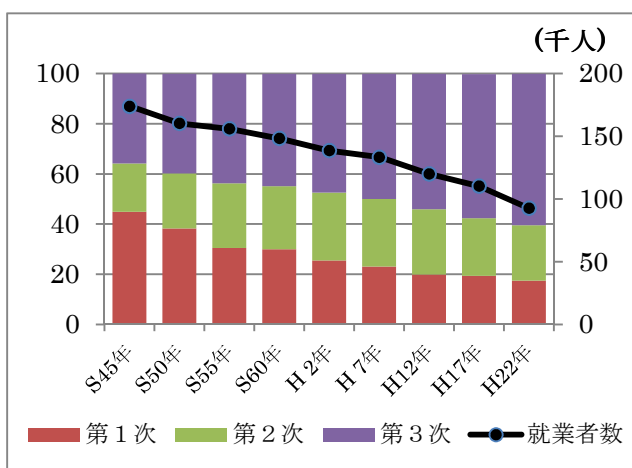
しかしながら、平成22年の県全体における第1次産業従事者の構成比が5.4%であるのに対して、過疎地域は17.4%の3倍強となっており、過疎地域においては、依然として第1次産業が大きな位置を占めています。

○ 就業者数及び産業別構成比の推移

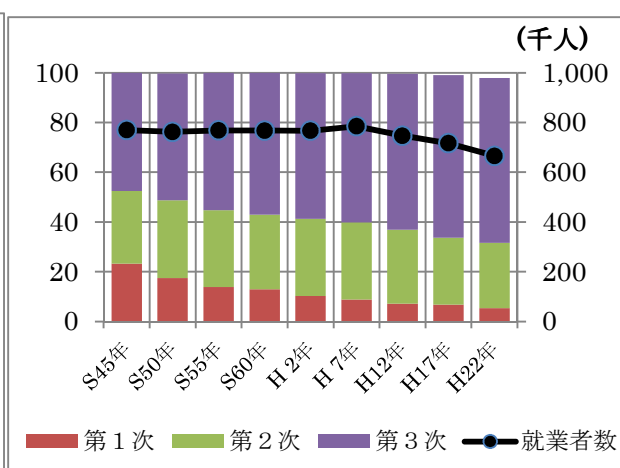
(単位：人、%)

区分	過疎地域				全 県			
	就業者数	第1次	第2次	第3次	就業者数	第1次	第2次	第3次
S45年	173,899	44.9	19.2	35.9	769,417	23.2	29.3	47.4
S50年	160,324	38.2	22.0	39.7	762,617	17.4	31.3	51.0
S55年	155,893	30.5	25.7	43.8	767,930	13.8	31.0	55.1
S60年	148,232	30.0	25.1	44.8	767,544	12.9	30.1	56.9
H2年	138,549	25.5	27.0	47.4	766,513	10.2	31.1	58.5
H7年	133,323	23.0	27.0	49.9	784,540	8.8	31.1	59.9
H12年	119,925	19.9	26.0	54.0	746,704	7.2	29.7	62.6
H17年	110,267	19.3	23.0	57.5	716,331	6.8	26.9	65.3
H22年	92,577	17.4	22.1	60.4	665,489	5.4	26.2	66.2

※ 資料出典：国勢調査（総務省）



過疎地域の就業者数と産業別構成比



山口県全県の就業者数と産業別構成比

イ 取組実績

本県においては、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法以降、昭和55年の過疎地域振興特別措置法、平成2年の過疎地域活性化特別措置法、平成12年からの過疎地域自立促進特別措置法まで、各法に基づき方針及び計画を策定し、県、関係市町村相互に連携しながら、定住条件の整備を中心に生活環境の整備などを総合的、計画的に推進してきました。

生活環境については、下水道施設や各種文化施設等の整備による快適な生活環境の確保に努めてきました。

また、高齢者が積極的に地域社会に参加できる環境づくりに加え、安心して暮らせるよう保健・医療・福祉サービスの充実にも努めてきました。

交通基盤については、広域的な基幹道路等の基盤整備を推進してきました。

産業基盤については、過疎地域の基幹産業である農林水産業の基盤整備や、地域資源を生かした産業の振興等による魅力ある就業の場の確保に努めてきました。

交流基盤については、地域の交流推進拠点としての道の駅、さらには、体験型観光・レクリエーション施設の整備等にも努めてきたところです。

これらの取組の結果、過疎地域における交通基盤をはじめとする生活環境の整備が促進され、住民の利便性や快適性の確保が図られてきました。

○ 過疎対策事業により実施した事業費 (単位：億円)

区 分	県 実 施 分	市町村実施分	計
S45～S54 (過疎地域対策緊急措置法)	886.7	863.6	1,750.3
S55～H元 (過疎地域振興特別措置法)	1,856.5	1,979.7	3,836.2
H2～H11 (過疎地域活性化特別措置法)	3,116.4	3,970.2	7,086.6
H12～H21 (過疎地域自立促進特別措置法)	2,806.2	3,049.0	5,855.2
H22～H25 (過疎地域自立促進特別措置法)	614.3	944.3	1,558.6

※ 資料出典：県及び市町調べ

○ 生活環境基盤の整備状況 (平成25年度末) (単位：%)

区 分	市町道		水道普及率	汚水処理人口普及率
	改良率	舗装率		
過疎地域A	54.3 (53.1)	89.1 (88.7)	86.2 (85.8)	77.5 (69.3)
非過疎地域B	62.2 (60.6)	93.9 (93.3)	94.4 (93.8)	85.1 (79.4)
A-B	△7.9 (△7.5)	△4.8 (△4.6)	△8.2 (△8.0)	△7.6 (△10.1)
県平均	59.1 (57.7)	92.1 (91.5)	93.3 (92.7)	84.1 (77.9)

※ () 内の数値は平成20年度末の数値

※資料出典：市町村道＝道路現況調査(国土交通省)、水道普及率＝水道統計調査(厚生労働省)、
汚水処理人口普及率＝汚水処理人口普及状況調(国土交通省、農林水産省、環境省)、
一部市町調べ

ウ 課題

これまでの過疎地域自立促進方針では、「生活面・産業面での条件整備の推進」、「地域自治力の発揮に向けた仕組みづくり」、「都市との共生社会の構築」の3項目を重点事項として過疎対策を講じ、過疎地域住民の生活基盤である公共施設等の着実な整備とともに、地域が抱えている様々な課題を解決できる仕組みづくりなど、地域ごとの諸条件に応じ、ハード事業、ソフト事業の両面から、過疎地域の自立を促進してきたところです。

しかしながら、過疎地域においては、人口減少や高齢化の進行、交通基盤や下水道整備の格差、食料生産、水資源保全、自然環境維持機能の低下による都市部への影響、集落機能の低下・維持困難な集落の増加等を踏まえ、今後は、以下のような課題に対応していく必要があります。

① 生活環境基盤整備等の促進

住民生活の基盤である公共施設等の整備について、依然として都市地域との格差が残されていることから、定住促進やU J I ターンの受け入れを積極的に図るとともに、快適な居住環境の提供、雇用の場の確保、利便性の向上のための基盤整備が必要です。

② 地域資源の活用等による経済の活性化

自然や伝統文化、歴史等の豊かな地域資源を生かした産業や体験型レクリエーション産業の振興、地域コミュニティ組織等によるビジネスの創出を進めることも必要です。

③ 人口減少社会に適合した地域の仕組みづくり

過疎地域では、人口減少や高齢化の進行等により、地域によっては集落機能の維持や買い物、通院等の日常生活に支障を来すなど、大変厳しい状況にあることから、既存の集落の枠組みを越えて広域的に集落の機能を支え合い、比較的少ない人口の中でも、安全・安心で生きがいを持った質の高い生活を実現できるような地域社会の仕組みづくりが必要です。

④ 多様な主体の参画による地域経営の仕組みづくり

人口減少や高齢化に伴い、地域の担い手不足は深刻化し、集落そのものの維持さ

えも困難な地域が生じてきていることから、行政はもとより、地域住民やNPO法人、地域活動団体、UJIターン等を含む地域外の人材等の多様な主体の参画により、将来に向けて自立的な地域経営が持続できるような仕組みづくりが必要です。

⑤ 都市との共生社会の構築

過疎地域は、食料・エネルギーの供給や環境・国土保全等の多面的な役割を果たしている一方、過疎地域に近接する地方中小都市は、高度医療、教育、購買などのサービスや就業機会を提供するなど、互いの住民生活にとって重要な機能を補完し合っていることから、過疎地域と近接中小都市との円滑な協働を促進し、一体的な発展を目指す共生社会を構築していくことが必要です。

(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向

ア 自立促進のための基本方針

人口減少や高齢化の進行、集落機能の低下・維持困難な集落の増加等過疎地域が抱える課題に対して、多様な地域運営主体の自主的な取組による課題解決の仕組みをつくり、過疎地域の有する豊かな地域資源を最大限に活用して地域経済の活性化を図るとともに、人々がいつまでも誇りと愛着を持って住み続けられる地域社会の実現を目指して、地域ごとの諸条件に応じ、ハード事業、ソフト事業の両面から、過疎地域の自立を促進します。

イ 自立促進のための重点事項

上記基本方針を踏まえ、以下の3点を重点事項とし、過疎地域の自立促進に向けた諸施策を展開します。

重点事項

- ◎ 生活・産業面での条件整備の推進
- ◎ 持続可能な地域社会の形成
- ◎ 都市との共生社会の構築

① 生活・産業面での条件整備の推進

医療、福祉、交通、情報など日常的サービスを楽しむような定住環境の整備を一層進めるとともに、農林水産業はもとより、地域資源を生かした新事業の展開など、就業機会の増大に向けた産業の振興を図ります。

- 地域で安心して生活できるよう、地域医療・保健・福祉を担う人材の確保や生活支援サービスの充実などを進めます。
- バス路線の縮小・廃止など、地域公共交通の空洞化に対応するため、デマンド型タクシーなど、効率的で利便性の高い生活交通システムの構築を進めます。
- 災害等の緊急対応、産業振興、都市地域への情報発信などにおける過疎地域の地理的制約条件を克服するため、光ファイバーやCATVなどの情報通信基盤の整備を進めます。
- 過疎地域の主要産業である農林水産業の振興のため、新規就業者の確保・育成や集落営農化を一層進めます。
- 豊かな地域資源を有効に活用し、農商工連携や6次産業化の促進などによる付加価値の高い製品の開発やスロー・ツーリズムなど交流産業の振興を進めます。
- 地域コミュニティ組織等による地域の実情に即した生活支援サービス事業の取組や地域の課題解決のために必要な事業者誘致の取組の促進など、過疎地域におけるビジネスづくりを進めます。

② 持続可能な地域社会の形成

人口減少と高齢化により、相互扶助を基礎とした伝統的な集落機能の低下がみられる過疎地域において、集落機能の再構築を図るとともに、多様な主体が参画し、将来にわたって自立した地域経営が可能な仕組みづくりを進めます。

- 既存の集落の枠組みを超える広域的な範囲で、日常生活支援機能等を拠点化・ネットワーク化するとともに、近隣の中心都市とも連携しながら地域産業の振興や人口定住の促進を目指す、「やまぐち元気生活圏づくり」を進めます。
- 地域住民や地域おこし協力隊、集落支援員などの地域を支援する人材、NPO法人、地域活動団体、UJIターン者等を含む地域外からの人材など多様な主体の参画により、地域の課題解決や活性化に取り組む仕組みづくりを進めます。
- 地域を担う次世代の人材の確保・育成を進めます。

- 高齢者の豊富な知識や経験、技能等を生かし、様々な分野でいきいきと活躍できる生涯現役社会づくりを進めます。

③ 都市との共生社会の構築

過疎地域と近隣の地方中小都市との円滑な協働を促進しながら、一体的な発展を目指し、都市と過疎地域との共生社会の構築を進めます。

- 過疎地域と近隣の地方中小都市との一体的な発展を促進するため、相互を結ぶアクセス道路や公共交通、医療搬送体制の確保、情報通信基盤の整備などを進めます。
- U J I ターンの促進や都市住民の田舎暮らし志向の高まりなどに対応した農山漁村への交流人口の拡大に向け、地域の受入体制整備や人材の育成を進めます。
- 過疎地域が持つ多面的機能や地域資源を一層活用するため、都市地域の企業・団体などのアイデアを積極的に取り入れるとともに、企業の地域貢献活動（CSR）による地域活性化が促進されるよう、地域の受入体制整備や都市部の企業・団体とのマッチングを進めます。

(3) 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

新たな過疎地域自立促進計画の策定に当たっては、県政運営の指針である「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」や本県の中山間地域対策を総合的、戦略的に進めるための「山口県中山間地域づくりビジョン」、「山村振興基本方針」等のその他法令の規定による地域振興に関する計画との整合性を図るとともに、計画の実施においては、県が取り組む諸施策との連携に留意しながら着実に推進します。

2 産業の振興

(1) 産業振興の方針

過疎地域の自立促進を進めるためには、既存産業の活性化はもとより、新たな就業の場の創出や都市との交流人口の増加等により、生活の基盤となる産業づくりを進め、若者にとって魅力ある地域づくりを図っていくことが重要です。

このため、産業振興のための諸計画と整合性をとりつつ、環境の保全にも十分配慮しながら、地域の自然的・社会的条件を生かした農林水産業をはじめ地域産業の振興、企業の誘致、創業の促進、商業の振興、観光・レクリエーション等の振興に努めます。特に、農林水産物、鉱工業品、技術、人材、観光資源、自然環境、文化、歴史等の地域資源を活用するとともに、6次産業化・農商工連携等により、新たな事業の展開や活発な創業活動を促進していきます。

さらに、後継者や人材の育成、組織づくり、都市との交流拠点等による交流活動や販路開拓、「やまぐちスロー・ツーリズム」の促進等、過疎市町の自主的な取組による産業振興が図られるよう、総合的な支援を行います。

(2) 農林水産業の振興

「やまぐち農林水産業活力創出行動計画」に基づき、本県農林水産物の需要を拡大した上で、それに対応できる供給体制づくりを進め、農林水産業の活力創出に向けて取り組みます。

ア 県産農林水産物の需要拡大

国内外における産地間競争が激化する中で、県産農林水産物の需要をしっかりと確保・拡大していくことがこれまで以上に重要であるため、地産・地消の着実な推進に加え、「ぶちうま売込隊」による国内外に向けたPR対策の充実強化や、味や品質に優れ全国に誇れる「やまぐちブランド」の育成に努めるとともに、6次産業化・農商工連携による地域資源を活かした新商品開発に取り組むなど、農林水産物や加工品の需要拡大を進めます。

イ 新たな人材や中核経営体の確保・育成

人口減少や少子高齢化が社会問題となっている中、農林水産業においても担い手が大きく減少し、全国に比較して大幅に高齢化が進んでいることから、次代を担う新規就業者の確保・育成が急務となっています。そのため、募集から技術研修、就業、定着まで一貫した「日本一の担い手支援策」を構築し、県内外からの確保と就業後の定着を進めます。

また、新規就業者の受け皿としても大きな役割を果たす集落営農法人や集落営農法人連合体などの法人経営体の育成と、貿易自由化などの動きも見据えた経営発展・体質強化に向けた取組を加速化します。

ウ 需要拡大に対応した生産体制の強化

農林漁業の就業人口が大きく減少している中、貿易自由化の動きなども見据えながら県産農林水産物や加工品に対する需要の拡大に確実に対応するため、効率的で持続的な経営が可能な法人等の経営体を核とした生産体制を強化するとともに、生産を支える研究開発を進め、「安心・安全」を基本とした生産拡大を促進します。

エ 生産基盤の整備と資源の保全・有効活用

効率的に生産拡大を進めるために不可欠な農業、林業、漁業における生産基盤整備をはじめ、依然として深刻な鳥獣被害への対策強化、やまぐち森林づくり県民税の活用等による多面的機能の維持・発揮、森林バイオマス等再生可能エネルギーの活用など、農山漁村における資源の保全・循環や有効活用に取り組みます。

また、近年多発傾向にある大規模な自然災害に備え、防災・減災機能の強化による災害に強い農山漁村づくりを進めます。

さらに、農村地域の活性化については、国の日本型直接支払制度を活用しながら、集落営農法人等を中心とした営農の継続や集落機能の維持発展に向けた取組への総合的な支援を行います。

(3) 地域産業の振興

地域に根づく産業の振興を図ることは、雇用機会の確保や所得水準の向上等を通じて活力ある地域経済社会の形成に大きな役割を果たすことから、研究開発、人材育成等のソフトな経営資源の強化や販路開拓を支援するなど、地域産業の体質強化のための施策を地元経済団体と連携して推進します。

また、地域の技術や資源を活用した産業を育成し、地域の経済社会・生活文化を支える多彩な地域産業の活性化を図ります。

(4) 企業の誘致対策

地域づくりの核となる若者の定住、地域経済の活性化を促進するため、過疎地域の持つ資源や特性に配慮しながら魅力ある雇用の場の創出や、地域への多面的な波及効果が期待できる成長産業をはじめとする優良企業の誘致を、県と市町等との連携のもとに積極的に推進するとともに、その受け皿となる工業用地については、既存の産業団地に加え、工場適地の確保に努め、多様な企業ニーズに対応します。

(5) 創業の促進

ア 地域経済の活力を高め、新たな雇用創出を進めていくためには、ベンチャー企業をはじめとした新規創業者や既存企業の新分野進出に対する支援を効果的に展開することが必要であり、創業はもとより、研究開発から事業化に至るまでの各段階で中小企業者等の多様なニーズに応じ、技術移転、資金供給、経営支援等の諸施策を適宜適切に行うための総合的支援体制を構築します。

イ 農林水産業においては、農山漁村女性起業活動および「やまぐち農山漁村女性起業ネットワーク」活動の活発化による「やまぐち農山漁村女性起業統一ブランド“やまみちゃん”」の普及・定着を図り、農山漁村女性の経済的・社会的自立につながる起業活動を推進します。

あわせて、農山漁村女性起業の経営力向上と、法人化を視野に入れた経営発展を目指し、農山漁村の経済循環の核となる持続可能な中核経営体として農山漁村女性企業の育成を図ります。

(6) 地域コミュニティ組織等によるビジネスの創出

地域コミュニティ組織が地域の実情に即して行う生活支援サービスの提供等の取組を促進するとともに、こうした活動がビジネスとして地域に定着するよう支援していきます。

また、地域の課題解決に必要な業種・サービスや、情報通信基盤を活かしたICT関連事業者、サテライトオフィス等の誘致を進めます。

(7) 商業の振興

過疎地域において、人口減少や高齢化が進行している中で、生活環境や消費者ニーズの変化が生じており、地域の生活を支える小売商業の振興のため、多様な小売業態の展開（移動販売、共同配送、ICTの活用等）や地域コミュニティの核となる商業拠点づくり、新たな商品開発、意欲のある人材の育成などに取り組んでいく必要があります。こうした地域の主体的な取組に対して支援します。

(8) 観光・レクリエーションの振興

本県の過疎地域は、瀬戸内海国立公園、北長門海岸国定公園、西中国山地国定公園、秋吉台国定公園、長門峡県立自然公園等の自然公園をはじめ、豊かな自然と優れた観光資源に恵まれており、これらの資源を活用したリゾート整備や観光・レクリエーション施設の整備充実に努めます。

一方、近年、ゆとりある生活に対する欲求や自然環境への関心の高まり、余暇の増大、ライフスタイルの変化等に伴い、「見る観光」から「参加・体験型の観光」へ、また「団体旅行」から「個人・グループ旅行」へと観光客のニーズは多様化しています。さらに、高速交通網の整備と相まって、観光客の行動範囲は拡大しており、旅行もより広域化しています。

施設整備に当たっては、このような国民の意識の変化などを踏まえるとともに、自然環境との調和に十分配慮します。

また、地域の様々な資源を観光に活用した新しいイベントや、その地域でしか味わえない、地域ならではの旅を創出するとともに、地域住民総ぐるみの受入体制の整備を図ります。

ア 過疎地域の特性を生かし、既存観光施設のリニューアル、埋もれた観光資源の発掘、新たな観光資源の創造等により、観光地の形成を促進します。

また、新しい観光ニーズに対応した参加・体験・滞在型観光地としての整備、バリアフリー観光、エコツーリズム等の推進による人や自然にやさしい観光地の形成、さらには地域住民の参加による着地型旅行の推進等によって魅力ある観光地づくりに努めます。

イ 観光客のニーズや特性に応じて、発信エリアやターゲットを絞り込み、効果的な発信媒体や手段を活用した、より効果的な観光宣伝を行います。また、インターネット等を利用した観光情報提供システムの整備を図ります。

ウ 県境を越えた広域的な観光ルートや、県内を周遊する広域観光ルートの拡充を図るとともに、過疎市町等の広域連携による戦略的な観光ゾーンの形成等、多様な観光交流の促進・強化に努めます。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 交通通信体系の整備の方針

ア 広域的な道路網の整備

地域間の交流・連携を強化し各地域の活性化を図るため、高規格幹線道路や地域高規格道路、港湾・空港等とのアクセス向上に資する道路の整備を促進します。

イ 生活道路網の整備

生活の利便性・安全性の向上を図るため、各地域の中心部や公共施設へのアクセス向上に資する道路や、身近な生活道路の整備を促進します。

ウ 交通確保対策

地方バス路線、離島航路、鉄道等については、その維持・活性化に努めるとともに、地域の実情に応じた効率的な地域公共交通の形成に努め、利用促進を図ります。

エ 情報通信体系の整備

高度情報通信ネットワーク社会が進展する中、県民一人ひとりが、情報通信の便益を享受できる豊かで活力あふれる情報通信環境の実現を目指します。

(2) 国・県道及び市町道の整備

地域の課題やニーズを踏まえた上で、広域的な道路網や生活道路網を形成する国・県道及び市町道の整備を重点的かつ計画的に進めます。

(3) 農道、林道及び漁港関連道の整備

ア 農道

農作業の効率化、農産物流通の合理化等を通じた農業生産の近代化と生産性の向上を図るとともに、地域の活性化、地域間の交流促進に資するため、農道の整備を推進します。

イ 林道

林道は、効率的な林業経営の展開や森林の適正な維持管理の推進のために必要な施設であるとともに、農山村の生活環境の整備、地域産業の振興等にとって重要な役割を果たしていることから、自然環境の保全に配慮しつつ、森林基幹道等各種林道の一体的、計画的な整備を推進します。

ウ 漁港関連道

漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化によって、漁港機能の充実と漁業生産の近代化を図り、併せて漁村環境の改善を図るため、漁港関連道の整備に努めます。

(4) 港湾・漁港の整備

農林水産物や生活関連物資等の円滑な流通を確保するため、それぞれの港湾・漁港の特性に配慮しながら整備を行います。

(5) 交通確保対策

ア 地方バス路線等

地域住民の日常生活に必要な生活交通として、運行維持費を助成し、その維持・活性化に努めます。

また、地域の実情に応じたバス路線の見直しやデマンド型乗合タクシー等の新たな交通システムの導入を促進します。

イ 離島航路

離島航路については、経営合理化努力を進める一方、運航維持費の助成を通じ、航

路の維持・確保に努めるとともに、地域の実情や利用実態に応じ、船舶の整備・改善を計画的に進めます。

ウ 鉄 道

鉄道については、地域の実情に応じたダイヤ改善や、駅施設のバリアフリー化等の安全対策を促進するとともに、運行本数の確保や利便性の向上を図るため、地元市町を中心とした利用促進の取組を展開します。

(6) 情報化の推進

情報通信技術の飛躍的な進歩を背景に経済社会活動のあらゆる分野において情報化が進展しています。このため、情報化による行政事務の効率化や高度化、県民サービスの向上を図るとともに、県土の均衡ある発展と県民生活の利便性の向上や地域経済の活性化を図るため、防災、医療及び教育などの公共アプリケーションの開発のほか、携帯電話の不感地域解消を図るための施設や地域の情報通信基盤の整備促進に努めます。

さらに、地域のネットワーク化を促進するとともに、インターネットをはじめとする様々な情報通信手段を活用し、地域情報の県内外への発信機能の強化に努めます。

また、県民一人一人が情報通信の主役となれるよう情報リテラシー（情報活用能力）の向上を図るとともに、高度情報通信ネットワーク社会のあらゆる分野で活躍できる人材の育成・確保に努めます。

(7) 地域間交流の促進

農山漁村と都市との交流を一層拡大し、地域の活性化を図るため、地域ならではの資源や「食」を活かした着地型観光や地域の魅力をゆっくりと楽しむ「やまぐちスロー・ツーリズム」を総合的に推進します。

ア 観光による交流

地域が有する自然環境や歴史文化、温泉等の恵まれた観光資源に加え、魅力ある「食」や、その土地ならではの体験・交流メニューの開発、ホスピタリティの向上などにより観光交流を促進します。

イ 都市と農山漁村との交流

体験型教育旅行の受入地域を拡大するとともに、農林漁家民宿の開業促進や体験プログラムの充実などにより、地域の魅力をゆっくり楽しむ「やまぐちスローツーリズム」を推進します。

また、過疎地域の出身者や二地域居住者も含めた多様な都市住民が参加し協働する取組など、地域住民と都市住民の交流を促進します。

ウ 交流情報を一元的に受発信する「ネットワークづくり」

体験交流に取り組む地域や団体などの情報を一元的に集約し、効果的に情報発信する仕組みをつくります。

スロー・ツーリズムへの県民の理解を促進するとともに、効果的にPRを行います。

エ 森林づくりによる交流

都市住民に対し、間伐等の森づくり体験活動を通じて森林整備の必要性について理解を得るとともに、森林維持に関する都市と農山村住民との合意形成、ボランティアグループや企業等による森林づくり、多様な機能を有するモデル林等の整備などの交流活動を推進します。

4 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

生活様式の高度化、多様化に対応し、住民の生活水準の維持向上を図るため、水資源保全、県土保全など過疎地域が有する多面的機能の維持や生産活動との調和に配慮しつつ、農山漁村の地域特性を生かした安全で快適な各種生活環境の整備を進めます。

(2) 生活環境の維持保全

災害の防止や下水道整備など快適な農山漁村の暮らしづくりに向けた取組を進めるとともに、協働活動や資源を活かした農山漁村活動等、県民力を発揮した取組により、多面的機能を有した魅力ある農山漁村づくりを進めます。

ア 多面的機能発揮に向けた生産基盤・農村環境の保全促進

中山間地域等の集落活動や多様な主体の参画による、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備(担い手の育成や機械・農作業の共同化等)に向けた前向きな取組を支援します。

イ 危険ため池解消に向けた整備の促進

ため池の決壊による人命や財産への被害を未然に防止するため、農家の費用負担の軽減を図り、山口県地域防災計画に設定された「危険ため池」の解消に向けた整備を促進します。

ウ 地域力を発揮する多様な取組の推進

食に関する県民の理解促進、森林セラピーや竹資源など新たな森林資源の開発・活用等を通じた地域の活性化、農山漁村女性企業支援センターによる女性・高齢者の地域活動支援、森林整備から河口域における藻場・干潟の再生活動、海浜環境の美化など、地域力、県民力を発揮した取組を推進します。

(3) 簡易水道、下水処理施設等の整備

ア 水道施設等

簡易水道施設の整備を促進し、未普及地域の解消と普及率の向上を図るとともに、既存の施設についても、安心して飲める安全な水質を確保し、老朽化した施設の計画的な更新、施設の耐震化に努めます。

イ 廃棄物処理施設

分別収集、広域処理を基本としたごみ、し尿等廃棄物処理施設の整備拡充を進め、その他の地域についても引き続き計画的な収集体制を確立し、ダイオキシン対策や廃棄物減量化など廃棄物の適正な処理に努めます。

ウ 下水処理施設等

公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む。）、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティプラント等による生活雑排水、し尿処理を進めることにより、生活環境の改善に努めます。

また、公共下水道、農業集落排水施設等の集合処理区域外の地域にあつては、個別又は市町による浄化槽の設置を促進することにより、生活雑排水やし尿の適正処理を行い、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図ります。

なお、浄化槽については、くみ取り及びし尿のみを処理する施設（いわゆる単独処理浄化槽）から浄化槽（いわゆる合併処理浄化槽）への転換を促進します。

(4) 公営住宅等の整備

既存の公営住宅については、長寿命化計画に基づき、適正な更新、改善、維持管理を促進します。

また、過疎地域における人口定住を推進するため、公営住宅をはじめ多様な公的賃貸住宅等の整備を促進します。

(5) 防災体制の整備

ア 消防体制の強化を図るため、消防の広域化や消防施設・設備の整備を促進します。

イ 災害発生時に防災情報を迅速かつ的確に提供するため、市町が取り組む防災行政無線などの情報伝達体制の整備を促進します。

ウ 平常時から、市町が取り組む洪水や土砂災害等に対するハザードマップ等の作成に対する支援や災害時要援護者の避難対策を促進します。

エ 自助・共助などの防災意識を高めるため、各種広報媒体の活用や防災訓練を実施するとともに、自主防災組織の育成と活動の活性化を促進します。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

本県における高齢者施策を総合的、計画的に推進するため、「やまぐち高齢者プラン」や市町の老人福祉計画及び介護保険事業計画等と緊密に連携しながら施策を推進し、高齢者の保健・福祉の向上及び増進を図ります。

高齢化が著しい過疎地域における高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るため、医療や介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、高齢期を迎えても、地域社会の一員として、いきいきと活躍することができるよう、高齢者がこれまで培ってきた豊かな知識や様々な経験を幅広い分野で活かし、積極的に役割を果たしていく社会づくりを進めます。

また、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりの推進に向けて、多様なニーズに対応する子育て支援事業の推進等子育て家庭の支援を進めるとともに、障害者については、自立と社会参加を進めるための施策を推進します

(2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

ア 地域包括ケアシステムの構築

- (ア) 高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の基盤強化に取り組みます。
- (イ) 高齢者一人ひとりの介護ニーズに応じた介護サービスが提供されるよう、サービス提供体制を整備するとともに、利用者主体の体制づくりや介護サービスの質の向上に向けた取組を推進します。
- (ウ) 高齢者の希望やニーズに応じて、医療機関や施設から在宅生活への移行、在宅生活の継続ができるよう、保健・医療・福祉等関係者の連携・協働による取組を推進します。
- (エ) 認知症の人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らし

く暮らし続けることができる地域を実現するよう、認知症の人やその家族の視点に立った支援の充実や環境・体制づくりを推進します。

(オ) 高齢者が尊厳を保ち在宅で安心・安全に暮らすことができるよう、身近な地域における重層的な見守り・支え合い体制など、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じた支援体制の充実・強化を促進します。

(カ) 福祉・介護サービス量の増加に的確に対応できるよう、中長期的な視点に立って、質の高い人材を安定的に養成・確保するとともに、資質の向上や働きやすい環境づくりを推進します。

イ 高齢者が活躍できる地域社会の実現

高齢者が、その豊かな知識や経験、技能等を活かし、積極的に社会に参加するよう、生涯現役社会の実現に向けた取組を推進します。

(3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

保育所等の教育・保育施設や小規模保育等の地域型保育事業については、市町の「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、必要と認められる施設の創設又は改築等の整備を計画的に行います。

また、児童館や放課後児童クラブ、子育て支援のための拠点施設等の整備や、延長保育、一時預かり等のソフト対策についても、同計画に基づいた整備、充実に努めます。

6 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

過疎地域の医療を確保するため、「山口県保健医療計画」及び「山口県へき地保健医療計画」に沿って対策を進めます。

市町やへき地診療所、へき地医療拠点病院など関係機関と連携協働して、医療資源の効率的な活用を図るとともに、地域の実情に応じた医療と保健活動とが一体となった総合的な保健医療体制の確立を図ります。

原則として保健医療圏ごとに、医療の拠点となる病院を中心として、医療資源の効率的な活用を図るとともに、圏域の特性に応じた医療と保健活動とが一体となった総合的な保健医療体制の確立を図ります。

(2) 医療確保対策

ア 地域住民の医療を確保するため、診療所の施設整備の充実を図ります。

また、医師等の確保を円滑に進めるため、医師等の研修機会の確保を図るとともに、宿舎等生活環境の整備を進めます。

さらに、診療所が十分に機能するよう、その運営を支援します。

イ 医師の確保を促進するため、県内の公的医療機関において一定期間医師として勤務した場合に返還義務を免除する修学資金貸付制度を活用するとともに、自治医科大学卒業医師をへき地の公的病院や診療所に派遣します。

また、これらの医学生や義務年限明けの自治医科大学卒業医師の地域への定着化を進めるとともに、公的病院や診療所に対する医師の就職の紹介やあっせんを行います。

さらに、医師が勤務する際の障害となっている研修等の困難性を解消するため、へき地医療支援機構による代診医派遣制度の活用を図ります。

ウ 病院相互、かかりつけ医と後方支援病院の連携の推進など、地域における医療機関間の連携の推進を図ります。

エ 過疎地域における医療水準の向上や診療を支援するため、診療所と中核病院等の医

療機関を結ぶ地域医療連携情報システムの導入等を促進します。

(3) 無医地区・無歯科医地区対策

- ア 無医地区の医療を確保するため、へき地医療拠点病院により、巡回診療等を行います。
- イ 無歯科医地区の歯科医療を確保するため、歯科医師会の協力を得て、定期的な巡回診療を実施するとともに、口腔衛生思想普及活動を推進します。

(4) 救急医療確保対策

離島等の救急重症患者を一刻も早く救急医療施設へ搬送するとともに、医師等がヘリコプターに同乗し救命医療を行いながら搬送するドクターヘリについて、市町や関係機関と連携し、効果的で円滑な運航に努めます。

(5) 特定診療科に係る医療確保対策

眼科、耳鼻咽喉科等特定診療科の医療を確保するため、国庫補助制度による施設・設備の整備促進や特定診療科医師の確保に努めます。

(6) 健康の保持・増進対策

無医地区及びその周辺地域等の保健医療に恵まれない地域で、保健師や栄養士による健康増進・疾病予防に関する保健指導、療養者の療養指導・栄養指導を実施しながら、県と市町との連携により保健活動や健康づくりを進めます。

また、健康づくりに関する総合的な情報を提供するホームページ（健康やまぐちサポートステーション）の内容充実にも努めるとともに、県民の健康づくりの中核施設である山口県健康づくりセンターにおいて、人材養成の研修、健康情報の提供等を実施します。

7 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

学校教育においては、へき地・複式教育について実践的、累積的な研究を進めるとともに、「地域や伝統、文化を踏まえた教育」の推進や子どもの健やかな育ちを地域ぐるみで支える取組の充実など、地域の特性を生かした特色ある学校づくりの推進、公立小中学校等学校教育施設の整備に努め、児童生徒の減少に伴って生じる小規模校、複式学級等の教育水準の維持向上を図ります。

また、過疎地域の教育の振興を図り、県民が主体的に学習に取り組むことができるよう、生涯学習情報及び学習機会の提供の充実や、地域で活躍できるリーダーやコーディネーターの育成、集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備等に取り組む、生涯学習を総合的に推進します。

(2) 地域の特性を生かした特色ある学校づくりの推進

県内、各地域のへき地・複式教育研修会への支援等により、情報交換及び研究活動を促進し、小規模校、複式学級における教育水準の維持向上を図ります。

また、へき地における児童生徒の豊かな人間性や社会性、自ら学び、自ら考える力を育成するため、個性を生かす教育や、地域の自然的環境、文化的環境を生かした体験的な学習を推進します。

さらに、ふるさとへの誇りと愛着を持ちながら、継承し発展させようとする心や態度を育成するため、「地域や伝統、文化を踏まえた教育」を基軸として、地域による学校支援活動、保護者や地域住民が積極的に学校教育に関わる体制づくり、子どもの健やかな育ちを地域ぐるみで支える取組の充実など、地域の特性を生かした特色ある学校づくりを推進します。

(3) 公立小中学校の教育施設の整備

公立小中学校等については、児童生徒が安全安心に過ごせるように、構造体及び非

構造部材の耐震化を早急に完了するとともに、老朽施設への対応等、快適で豊かな教育環境の確保を図ります。

また、地域の特性を生かした豊かな環境づくりを進めるため、高齢者など地域の人々と子どもたちの交流を図り、学校を地域コミュニティの拠点とするとともに、学校・家庭・地域の連携・協働による地域とともにある学校づくりを進めます。さらに、学校統廃合等に伴い遊休化する廃校校舎については、地域おこしの拠点となるよう、都市部との交流や子供たちの体験活動施設等として再整備し、有効活用を図ります。

(4) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

集会施設、体育施設、社会教育施設は地域住民に最も身近な公共の施設として、過疎地域におけるコミュニティの育成や地域振興に大きな役割を果たすことから、地域の実情に応じた基盤整備を計画的に促進し、魅力ある地域社会の形成を図るとともに、既存施設の有効活用を促進します。

ア 集会施設

市町を単位とする総合的集会施設については、地域住民の日常生活に即した学習活動、文化活動等の場として計画的な整備に努め、地区を単位とする高齢者コミュニティセンター等の各種施設については、総合的な調整を図りながらその適正配置と整備を促進します。

イ 体育施設

地域の特性と住民の多様なスポーツ・レクリエーションニーズに対応するため、広域スポーツセンターによる総合型地域スポーツクラブの創設・育成の支援並びにスポーツ情報の提供を図るとともに、学校体育施設の活用も考慮しながら、多目的な用途に配慮した地域におけるスポーツ環境の整備に努めます。

ウ 社会教育施設

青少年教育施設については、施設機能の充実や、地域等と連携した特色ある自然体験活動の充実に努めます。

公民館、図書館等については、あらゆる年齢層の住民の身近な学習の場として、広域学習圏との連携による特色ある学習機会の提供により広域利用を促進するとともに、学校、家庭、地域社会の交流の場として施設機能の強化を促進するほか、図書館

未設置市町の解消に努めます。

また、生涯学習情報提供システム、図書館情報ネットワークシステムにより総合的な学習情報提供体制の充実を図るとともに、新たな学習プログラムの開発により魅力的な学習機会の提供に努めます。

8 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

文化や芸術は、人々の心を豊かにし、地域に活力を与えるものであり、豊かな自然や風土、歴史の中で、県民誰もが文化芸術に親しみ、多様なひとが活気ある地域の中でいきいきと活躍することができるよう、やまぐち文化芸術振興プランに沿って、身近な文化芸術活動の場の提供、施設と地域との連携・協働の促進、文化施設の充実等により、本県の文化力の向上を図るとともに、過疎地域における自立の促進につなげていきます。

(2) 地域文化の振興等に係る施設の充実

建造物や史跡・名勝・天然記念物などのかけがえのない文化財について、諸開発事業との調整を図りながら、保存修理について緊急性の高いものから計画的に整備を進めます。また、その周辺の環境を整備し、県民の学習や憩いの場として広くその活用を図るとともに、地域の文化財や歴史的遺産を活用した地域おこし対策として、集客施設や住民のふれあいの場の整備を進めます。

さらに、特色ある県立文化施設の鑑賞事業の充実を図るとともに、アウトリーチ活動を推進するなど、良質な文化・芸術鑑賞の機会を県民に提供します。

(3) 地域文化の保存・伝承と活力ある地域づくりへの活用

ア 歴史的な自然景観等の保全と、地域の風土に根ざした文化財、伝統芸能、祭り、年中行事、郷土料理等の生活文化、伝統文化を保存・伝承し、地域の文化資源を生かした特色ある文化活動を活性化させ、地域コミュニティの形成や観光交流の活性化などにつなげていきます。

イ 地域住民のみならず、県民共通の貴重な遺産である文化財について、後世に継承するため、保存修理、活用に努めます。

ウ 地域における文化活動の活発化を図るため、各種文化講座の開催に努めるほか、文化意識の高揚を図り、優れた芸術文化にふれあう機会の充実を図るため、文化祭の開催や公演・展示、出前講座等の実施に努めます。

また、祭りや自然の中での音楽会など、気軽に参加し、交流を深め、ともに楽しむことのできる身近な文化イベントの開催を促進します。

さらに、（公財）山口きらめき財団との連携により、県立文化施設における公演やワークショップの充実、地域文化活動に対する支援の充実に努めるとともに、企業等との連携を強化し、メセナ活動を促進します。

エ 子どもを対象とした発表会や県立文化施設を活用したワークショップなど、子どもの頃から文化芸術に親しむ機会の提供に努めるほか、伝統芸能の若手後継者の育成に努めます。

オ 歴史や文学など、山口ゆかりの文化資源を活用し、広域的なネットワーク化や情報発信などを行う「文化回廊構想」を推進します。

9 集落の整備

(1) 集落整備の方針

集落においては、交流・憩いの場や農林水産物の供給基地としての機能を十分に発揮できるよう、引き続き生活環境の整備や生産基盤の整備を進めます。

特に、人口減少や高齢化の進行により地域の活力が低下し、集落機能の維持が困難となっている中で、定住促進住宅等の整備や空き家等の有効活用を積極的に推進するとともに、住民の自主的・主体的な活動や集落の枠組みを超えて広域的に支え合う仕組みづくりへの支援、イベントの開催等による交流の促進など、ハード、ソフト両面からの施策を推進します。

また、行政や住民、地域おこし協力隊、集落支援員などの地域を支援する人材や、コミュニティ組織、NPO法人、UJIターン者等を含む地域外からの人材等が相互に協働・連携し、ともに担い手となって地域が抱える様々な課題を解決できるような仕組みを構築するなど、多様な主体の参画による地域経営を推進します。

(2) 定住環境の整備

東日本大震災以降、西日本への移住志向や「いなか暮らし」への関心が高まり、退職者のみならず新たな就労や子育ての場を求める若年層の過疎地域への移住希望が増えています。

これらの移住希望者の受入れに向けた地域の合意形成や市町と地域の連携による受入支援の促進とともに、「住まい」の確保という移住者のニーズに応じるため、空き家の利活用の促進を図る空き家バンクの充実や情報通信基盤、交通アクセス、定住促進住宅等快適な住環境の整備を基幹的集落を中心として進めます。

(3) やまぐち元気生活圏づくりの推進

人口減少や高齢化により地域の活力が低下し、集落機能の維持が困難になっている中で、複数集落で構成する基礎生活圏において、生活に必要なサービス等の拠点化と

ネットワーク化を推進し、日常生活の支援や担い手の確保、ビジネスづくり等により、持続可能な活力ある地域づくりを進めます。

ア 複数集落単位で生活サービス等の拠点化とネットワーク化を推進します。

また、近隣の中心都市等と連携し、地域産業の振興や定住の促進を図ります。

イ 集落機能の低下等の状況に対応するため、小学校区や大字等の広域的な範囲で集落を支え合う、新たな地域コミュニティ組織づくりを促進します。

ウ 集落機能の維持が将来的にも可能となるよう、新たな地域コミュニティ組織等において、日常生活をサポートする体制づくりを促進します。

エ 新たな地域コミュニティ組織づくりや地域課題の解決に向けた支援など、市町の「中山間地域づくり指針」に沿って、市町の主体的な取組を進めます。

(4) 住民主体の地域づくりの推進

地域が抱える様々な課題を解決していくため、住民が主体となった地域づくり活動を促進します。

また、過疎地域の地域づくりを支えてきた世代の交代期を控え、地域づくりを支える新たな担い手の確保・育成に努めます。

ア 住民が主体的に地域づくりに参画するための仕組みづくりを促進し、地域の将来像や具体的な目標、行動計画等を定める「地域の夢プラン」の作成とその実現を支援します。

イ 地域づくりの担い手となる人材を確保・育成するため、研修やワークショップ等を通じた経験交流の機会を提供するとともに、外部からの人材を受け入れるための地域の体制整備を支援します。

ウ 地域の課題解決や地域資源を生かした活性化を図るため、行政、住民、地域おこし協力隊や集落支援員などの地域を支援する人材、NPO法人、地域活動団体、UJIターナー者等を含む地域外からの人材など、多様な主体の連携・協働を推進します。